

土木学会地震工学委員会
耐震基準小委員会 第30回委員会議事録

1. 日 時：平成14年7月10日14:00～16:50

2. 場 所：土木学会会議室

3. 出席者：17名

4. 配布資料

- 1) 資料30-1 耐震基準小委員会第29回議事録(案)
- 2) 資料30-2 委員連絡票
- 3) 資料30-3 ガイドライン出版化について
- 4) 資料30-4 土木構造物の耐震設計ガイドライン(案)目次
- 5) 資料30-5 減震・免震・制震構造設計法ガイドライン(案)目次
- 6) 資料30-6 土木・建築にかかる設計の基本(国土交通省)
- 7) 資料30-7 土木・建築にかかる設計の基本(power point 資料)
- 8) 資料30-8 審査WGに関する幹事会等の議論

5. 議事内容

(1) 「土木建築にかかる設計の基本」について(資料30-6, 30-7)

「土木建築にかかる設計の基本」について国土交通省の松本直也氏に講演していただいた。主な質疑応答は以下の通りであった。

Q：国土交通省が「土木建築にかかる設計の基本」を策定することが技術の発展を阻害することになりはしないか。設計法はまだ変わりつつあり、この「基本」も恒常的にリバイスしていく必要があるのではないか。

A：この「基本」は、「出して世に問う」というスタンスで作成したものである。内容的には現行の指針等との乖離はあると思うが、この「基本」に統合していこうという考えはない。

Q：道路の設計ではあり得ない荷重(過載トラック)が実際にはかかる場合があることに
関して、荷重係数はどのように決めたのか。

A：道路行政(25トン以上のトラックは通さない措置をとる等)とリンクする課題であり、設計法だけで解決できるものではないのではないと考える。

Q：既存構造物を対象とした新しい指針等が出た時に、補強が必要と判断された構造物の
対策工は強制になるのか。

A：通達が出れば強制に等しくなる。

Q：土木学会が耐震設計のガイドラインを作ることに対する行政の見方、期待はどうか。

A：行政サイドはどうしても保守的になってしまう傾向がある。先進的な技術を盛り込んだガイドライン等で学会にリードしてもらえるのはありがたい。参考にさせていただくつもりである。

また、小委員会の委員から以下のような指摘があった。

- ・行政は、建築分野では新しい基準が出る際に既存不適格があることをはっきりと言っている。土木分野でも既存不適格があることを認めるべきであり、現状（古い橋は大地震が来れば落ちる可能性があるとか、新基準が出たために全体がそれに耐えられるように変わるようなことはないといったこと）を一般にも知らせる必要があるのではないか。
- ・建築では新基準を新規の構造物に適用することを明示しているのに対して、土木の場合は適用範囲を明確にせずに基準類を出してきたことに問題があるのではないか。

（２）耐震基準小委員会第 29 回議事録（案）の確認（資料 30 - 1）

耐震基準小委員会第 29 回議事録（案）について有賀委員より説明があり、その内容を確認し了承した。

また、記載内容に関するその後の経緯等について以下のような説明があった。

- ・ガイドラインの出版化 → 減震・免震・制震構造設計法ガイドラインと併せて出版のための検討に着手。
- ・ガイドラインの英訳 → 未着手。
- ・ガイドラインのHP掲載 → 作業中。
- ・メーリングリスト → 各自グループ設定をする。

（３）ガイドラインの出版化について（資料 30 - 3）

当麻委員長より、ガイドラインの出版化に関する今後の工程等について説明があった。以下のような意見が出された。

- ・レベル 2 地震に関する部分のみ出版の方がよい（レベル 1 地震に関してはまだ固まっていないため）。（澤田委員）
- ・出版するのであればかなりの部分の書き直しが必要である。また、編集方針の策定にかなりの時間をかけるべきである。（澤田委員）
- ・減震・免震・制震構造設計法ガイドライン（案）は教科書的な書き方となっており、耐震設計ガイドライン（案）とトーンが異なるので、必要な部分（ガイドラインとして相応しい部分）を抜き出して作成するのがよい。（澤田委員）
- ・出版するに当たっては簡易法に関する記述を除いた方がよいのではないか。（室野委員）

（４）審査WGに関する幹事会等の議論について（資料 30 - 8）

村井委員より説明があった。以下のような意見が出された。

- ・活動期間は 1 年としているが、継続的にやっていく方がよいと思う（村井委員）。
- ・案 については、時期尚早ではないか。案 については、ハードルは高いがやるべきことである。（澤田委員）
- ・委員構成については、どこまでメンバーを広げるかが悩みである。（村井委員）
 - 法律家も必要ではないか。行政にも入ってもらった方がよい（澤田委員）
- ・建築は既に民間で審査をやっており、土木でも民間で審査することが可能ではないか。（澤田委員）
- ・民から学会へのニーズ、また、官から学会へのニーズが明確になっていない現状では審査ワーキングも活動のしようがないのではないか。（大塚委員）

- ・性能設計に対する雰囲気を高めていくためのワーキングという位置づけがよいのではないか。(当麻委員長)
- ・普及委員会のセミナーでアンケートを取っており3～4年分ある。これが参考になるかもしれない。(室野委員)
- ・材料学会には地盤改良の審査機関があり、このような情報についても調べる必要があるのではないか。(福井委員)

これらの討議の結果、以下のような事項が決まった。

- 1) ワーキングの名称は「性能設計普及ワーキング」とする。
- 2) 外部情報収集及びニーズ調査の準備会を発足する。当面のメンバーは、大塚委員(主査)、福井委員、佐伯委員、澤田委員、本小委員会幹事(6名)の10名とする。
- 3) 次回までに普及委員会におけるアンケート結果、材料学会、土研センター、国土技術センター等の審査活動について資料調査を行う。

(5) レベル1耐震設計ワーキングについて

レベル1耐震設計ワーキングの活動状況について澤田委員より報告があった。

- ・7月6日に第3回WGを開いた。
- ・考え方の基本は固まってきた。現在の設計は安全性の照査にはなっていない。修復性やコストの概念を入れて衣替えすべきであり、この点に関してコンセンサスが得られてきたと思う。

(6) その他

- ・技術資料を整備していくワーキングも立ち上げていきたいと考えている。(当麻委員長)
- ・動的設計法小委員会の報告書の原稿を3月までにまとめる予定であり、耐震設計ガイドラインとの整合を図るべく検討中である。今後、動的設計法小委員会の情報を本小委員会にも流すようにしていくつもりである。(大塚委員)

(7) 次回の予定

- ・次回小委員会は10月3日の午前10時からとする。

以 上